

関西広域連合委員会等の結果概要について（報告）

平成24年10月21日 第26回連合委員会

平成24年11月22日 第27回連合委員会、連合議会11月臨時会

1. 10月21日 第26回連合委員会

(出席者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、松井委員、平井委員、門川委員、矢田委員、山内副委員(京都府)、齋藤副委員(徳島県)、田中副委員(大阪市)、田村副委員(堺市)
※協議事項(1)に関する説明：関西電力(株)香川取締役副社長

1 協議事項

(1) 今冬の電力需給状況および原子力発電所の安全確保について

- ・関西電力(株)香川取締役副社長から、今冬の需給見通しについて無理なく継続できる節電等を織り込むことで節電目標を定めなくても4%程度の予備率を確保できることなどの説明があった。(資料P5)
- ・節電目標を設定せずに節電効果が確保できるのか、原子力発電所の新しい安全基準に基づく再審査により大飯原発を停止することも想定すべきではないか、節電効果や揚水など供給量の見通しについて疑問があるなどの意見があり、今後、国の電力需給検証委員会の検討状況を踏まえ、エネルギー検討会において需給見通しの検証を行い、節電目標の設定、節電の呼びかけ等の方向性をとりまとめることとした。(資料P7)
- ・原子力発電所に関する新しい安全基準に基づく再審査を速やかに行うべき、隣接地の自治体であってもUPZ30km圏内であれば原子力安全協定を締結すべき、西日本の電力会社と自治体が一体となって電力融通を検討する枠組みを作るべきとの意見があり、政府への申し入れをとりまとめることとした。(資料P9)

(2) 平成25年度予算要求の概要について

- ・今後、担当分野で精査の上、12月の広域連合委員会で取りまとめることとした。

(3) 平成25年度政府予算編成等に対する提案について

- ・原案について最終確認の後、国に対し提出することとした。(資料P11)

(4) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の締結等について

- ・防災連携体制を確立するため、広域連合と関西の府県及び政令市との間で基本協定を締結することについて、10月25日の近畿ブロック知事会議で協議することとした。

2 報告事項

(1) 広域医療局におけるドクターヘリ事業の取組みについて

- ・齋藤副委員から、10月から徳島県ドクターヘリの兵庫県淡路島への運航開始、ドクターヘリの愛称募集を行うことについて報告があった。

(2) 関西地域カワウ広域保護管理計画（案）について

- ・嘉田委員から、カワウによる地域毎の被害量を減少させることなどを目標とした「関西地域カワウ広域保護管理計画」案（資料P13）をまとめたことについて報告があった。

(3) 広域連合長選挙について

- ・任期満了（12月3日）に伴う選挙を11月22日の広域連合委員会の場で行うことについて報告があった。

2. 11月22日 第27回連合委員会

(出席者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、竹山委員、矢田委員、京極副委員（大阪市）

1 協議事項

(1) 国出先機関対策について

- ・政府及び民主党への要請活動や11月13日の「アクション・プラン」推進委員会の開催結果について報告があった。
- ・11月15日の「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定（資料P17）を受け、広域連合長及び国出先機関対策委員長名でコメント（資料P25）を出したことについて報告があった。
- ・来る衆議院議員選挙に向け、各政党に対し、国出先機関の事務・権限の地方への移管を政策として位置づけ、地方分権の推進に取り組むよう要請する声明（資料P26）をとりまとめた。

(2) 平成25年度主要事業・予算について

- ・担当委員より、平成25年度の事業概要・論点（予算要求ベース）について説明を行い、意見交換を行った。（次回12月連合委員会に向けさらに調整）

(3) 大飯発電所敷地内破砕帯調査に関する申し入れについて

- ・関西電力大飯発電所敷地内で行われている破砕帯調査に関し、原子力規制委員会において、活断層の調査を主導的かつ迅速に実施するとともに、明確な見解を早期に示すよう政府への申し入れ（資料P27）を取りまとめた。

2 報告事項

(1) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定について

- ・災害時に帰宅困難者を支援する「災害時帰宅支援ステーション事業」において、新たに2事業者と協定を締結すること、その結果、合計で事業者が27社、サービス提供店舗が約9,400店舗となったことについて報告があった。

(2) 今冬の節電対策について

- ・今冬の節電として平成22年度冬比6%を目安として取り組むため、府県民や事業者に対する呼びかけ内容、方法について報告があった。(資料P28)

(3) 次期広域計画の策定について

- ・次期広域計画の策定に向け、具体的な検討体制、スケジュール等について報告があった。

(4) 首都機能バックアップ構造の構築に関する取組について

- ・バックアップ構造の構築に向けての検討や調査の実施など今年度の取組状況について報告があった。

3 広域連合長選挙

- ・井戸連合長が12月3日をもって任期満了となるため、選挙を実施。井戸知事への推薦のほかは自他薦ともに候補者がなく全員一致で再選となった。(2年任期が基本ながら、兵庫県知事の現任期=平成25年7月31日まで)

3. 11月22日 連合議会11月臨時会

(連合議員) 28名 (本県からは谷議員、吉田議員が出席、家森議員は欠席)

(理事者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員 (国出先機関対策委員長)、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、橋下委員、竹山委員、矢田委員、分野事務局長等

(1) 付議事件等について

1 議案

平成24年8月議会定例会で総務常任委員会に付託された下記議案について、同委員会から審査報告の上、全会一致で採決された。

- ・第8号議案 平成23年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

2 決議

- ・日村議員 (兵庫県) から、「国出先機関の原則廃止の早期実現を求める決議」(資料P32) の提案があり、全会一致で採決された。

(2) 一般質問について

一覧 (資料 P33) のとおり、12 議員からの質問に対し、各委員から答弁。

1 滋賀県選出議員からの質問

谷議員から「住民と関西広域連合の関わりについて」の質問があり、連合長から答弁。。

2 嘉田委員からの答弁

広域環境保全分野の担当委員として、次の質問に答弁。

- ・中村議員 (和歌山県) 「温室効果ガス排出権取引所 (仮称) の設置について」

今冬の需給見通しについて

平成24年10月21日
関西電力株式会社

概 要

1

今冬の需給見通しは、現在のところ、4%程度の予備率を確保できる見通しです。
(現在、国の需給検証委員会にて検証が行われています。)

【想定需要】 2, 537万kW

【供給力】 2, 642万kW

【予備率】 4%程度

<想定需要>

- ・気温は、“昨年度(平成23年度)並みの寒さ”を想定
- ・無理なく継続してご協力いただける節電として、“148万kW”を織り込み等により、今冬の最大電力は2, 537万kWと想定

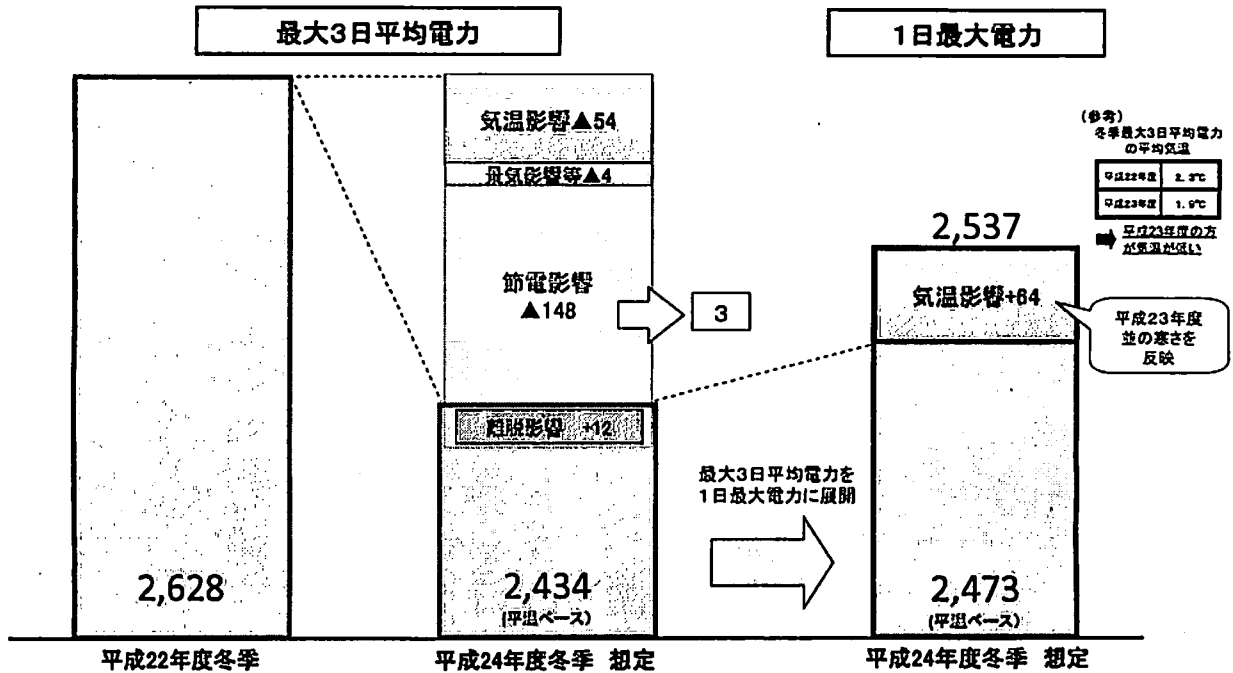
⇒ 2 3

<供給力>

- ・安定供給の確保を前提として、火力の必要な定期点検等を実施しますが、現時点で、2, 642万kWを確保

⇒ 4

今冬の最大電力想定について



(参考) 冬季最大3日平均電力の平均気温 (Reference: Average temperature of maximum 3-day average power in winter)

平成22年度	2.3°C
平成23年度	1.6°C

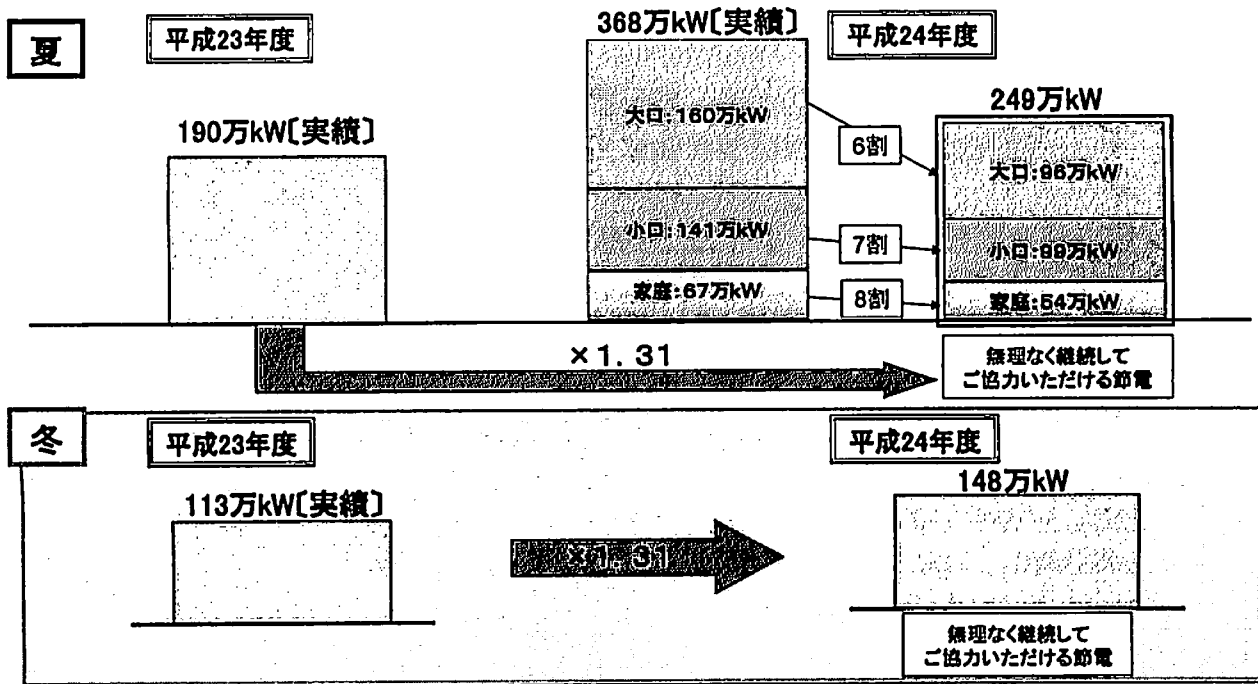
⇒ 平成23年度並の寒さが反映 (Reflecting the same level of cold as in Heisei 23)

○今冬の最大3日平均電力の想定では、平成22年度実績(2,628万kW)から、定着した節電影響で▲148万kW、景気影響等で▲4万kW、離脱影響で+12万kWを勘案しています。また、平成22年度は気温が低かったため平温ベースに換算して、▲54万kW減少させ、2,434万kWと想定しています。

○今冬の1日最大電力ベースでは、平温では2,473万kW。平成23年度並の寒さを反映すると2,537万kWとなります。

最大電力想定における節電効果の織込みについて

(最大3日平均電力ベース)



○アンケート調査の結果、平成24年度夏の節電実績(368万kW)のうち、「無理なく継続してご協力いただける節電」として、249万kWを見込みました。この249万kWは、平成23年度夏の実績と比較して、1.31倍に拡大しています。

○平成23年度冬の節電実績(113万kW)を1.31倍に拡大した148万kWを、平成24年度冬の「無理なく継続してご協力いただける節電」と見込みました。

今冬の電力需給対策について

関西広域連合では、10月21日に開催した第26回関西広域連合委員会において、関西電力株式会社から今冬の電力需給見通しの説明を受け、節電の定着状況を精査した上で、目標を明確にして節電の呼びかけを行う必要があることを確認し、国に対して、節電目標の明確化等を要請した。

国では、需給検証委員会での検証結果を踏まえ、11月2日に開催された「エネルギー・環境会議及び電力需給に関する検討会合」において、今冬の電力需給対策として、一般的な節電要請の目安として今冬に見込んでいる定着節電値が示されたところである。

関西広域連合においては、「電力需給等検討プロジェクトチーム」の検証結果を踏まえ、今冬は、一定の供給予備率が確保されていること、計画外停止等のトラブルに対して応援融通スキームを活用する体制がとられていることとあわせて、定着した節電の実行について、府県民や事業者の皆様呼びかけていくことが重要であることを確認した。

関西広域連合としては、今冬の電力需給対策について、国や関西電力株式会社と連携・協力し、次のように進めることとする。

なお、大飯原子力発電所が稼働できなくなった場合の電力需給対策については、再度検討することとする。

1 関西電力管内における今冬の節電のお願い

○期間：平成24年12月3日（月）～平成25年3月29日（金）の平日
（12月31日及び1月2日～4日を除く）

○時間：9：00～21：00

○内容：平成22年度冬比6%（※）を目安とし、定着した節電の着実な実行

※ 関西電力管内における今冬に見込んでいる定着節電値：平成22年度冬比5.6%

○留意事項

- ・産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。
- ・高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられる家庭に、負担をかけてまで節電をお願いするものではない。

2 関西の府県民や事業者の皆様、今冬も継続して節電に取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行う。あわせて、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、中長期的な視点でも節電対策の取組みを呼びかけていく。

平成24年11月8日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	矢田 立郎

原子力防災と安定的な電力供給に関する申し入れ

関西地域では、原発に係る国の新しい安全基準が示されないなか、「暫定的な安全判断であることを前提に、限定的」に再稼働した大飯原発からの電力を受ける一方、平成22年度比10%以上という節電目標を掲げ、最悪の事態ともいえる計画停電が実施されることなく、今夏の厳しい電力状況を乗りきった。

この間、政府においては、原子力規制委員会が9月19日によりやく発足し、現在そのもとで、新しい原子力災害対策指針や原発に関する新しい安全基準の策定が進められている。原子力災害対策指針については、本月中に、UPZ等「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の設定の目安は明示されるものの、重要事項の多数は今後順次検討していくこととされている。原発に関する新しい安全基準の策定についても、来年度になるといわれている。

また、UPZの区域を含む全ての地方公共団体が原子力災害に係る地域防災計画の策定を求められ、災害発生時には広域避難など大きな影響を受けることになるにもかかわらず、これら地方公共団体と、原子力事業者や国との間での安全体制や防災対策に係る協議の体制が十分整っているとはいえない。

こうした状況は、原発の安全確保を第一義に、節電や新エネルギーの導入を推進し、これに基づいて原発の安全対策や将来のエネルギー政策の明確化などを繰り返し政府に求めてきた関西広域連合の取り組みに、十分に応えているとはいえない。

そのようななか、まもなくエネルギー需要が増加する冬を迎えることとなり、改めて原発の安全確保と防災対策、並びに安定的な電力供給について、早急な対応が求められる。

政府におかれては、一層のスピード感を持って、下記事項について適切に対処するよう、強く要請する。

記

1 原発の安全確保と防災対策の確立

- (1) 原子力発電所に関する新しい安全基準を早急に示すこと
- (2) 大飯原発の再稼働は、「暫定的な安全判断による限定的なもの」であることから、新しい安全基準に基づく再審査を早急に行うこと
- (3) 大飯原発敷地内の活断層調査を適切に行い、科学的に安全性を判断すること
- (4) 平常時の備えから緊急時の対応に至る全ての重要事項が網羅された原子力災害対策指針を早急に策定するとともに、指針に基づく早急な対策及びそれに必要な財政措置を講じること
- (5) UPZの区域を含む地方公共団体について、原子力事業者との間で安全体制や防災対策に係る協定の締結を進めるよう、国として事業者を指導するとともに、これらの地方公共団体と国や事業者との間で平常時から情報連絡や意見交換ができる法的な仕組みを構築すること

2 安定的な電力供給の確保

- (1) 今冬の電力の需給見通しについて、国民生活や産業分野での節電の定着状況等を精査した上で、早急に明らかにすること
- (2) 今冬の電力需給見通しを踏まえ、数値目標の検討など節電の目標を明確にし、国民への節電の呼びかけを行うこと
- (3) 西日本全体で電力の融通や節電等について取り組むための協議の場の設定を検討すること

平成 24 年 10 月 26 日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫縣知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山縣知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀縣知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取縣知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島縣知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	矢 田 立 郎	(神戸市長)

平成25年度
国の予算編成等に対する提案

平成24年11月

関西広域連合

目 次

I	国出先機関の‘丸ごと’移管の推進	1
II	広域連合制度の充実	3
III	双眼構造の経済の構築	4
IV	首都機能バックアップ構造の構築	5
V	関西イノベーション国際戦略総合特区等の推進	8
VI	社会基盤の構築	10
VII	南海トラフの巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応	12
VIII	原子力発電所の安全確保	17
IX	エネルギー政策・地球温暖化対策の推進	20
X	東日本大震災に関する被災地支援等	23
XI	広域観光・文化振興の推進等	25
XII	ドクターヘリの安定的な運航体制の確保	27

関西地域カワウ広域保護管理計画（案）概要

計画の基本情報

■保護管理の目標

- ・地域毎の被害量を顕著に減少させる。
- ・人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる生態系を取り戻す。（長期目標）

■計画期間 平成25年4月から平成28年3月まで（3年間）

■対象区域 関西広域連合圏内（ただし、鳥取県を除く。）

■関西広域連合と各府県・市町村の役割分担

- 関西広域連合：生息・被害・対策状況の調査の実施、情報の収集・とりまとめ・周知、先進事業の試行的実施、広域保護管理計画の策定・運用・評価
- 府県・市町村：連合による取組みへの協力、地域における対策の継続

■計画の位置づけ

広域的に移動するカワウの保護管理のため、関西地域としての方向性を示すものとし、今後3年間の取組み結果を踏まえて、計画の評価・見直しをおこなう。

施策の内容

■基本的な方針

- ・広域的な調査及び情報の収集・とりまとめを実施し、得られた知見を元に各地域における対策の方向性を示すことにより、地域毎の取組みの推進を図る。
- ・施策の実施にあたっては関係者間で情報共有するとともに、合意形成を図る。
- ・モニタリング調査により対策の効果を検証し、計画の評価・見直しへ反映させる。

■実施する内容

①モニタリング調査

➢ カワウ生息動向調査

ねぐら・コロニーにおける個体数・繁殖状況・移動状況の調査を実施する。

➢ 被害状況及び被害対策状況の把握

水産業者へのアンケート等により被害実態を具体的に把握し、被害の数値化や被害対策効果の評価等に活用する。

②カワウ対策

➢ 防除事例研究

水産業者等の生の声を反映した対策の成功・失敗の事例集を作成し、当事者間の情報共有に活用する。

➢ カワウ対策検証事業

カワウ対策のモデルとなる地域を選定し、ねぐら・コロニーと被害地の関係性を考慮した総合的・試験的な対策効果検証事業を実施する。

カワウ対策検証事業

◆これまでの課題

- ・個々の漁場で個別に対策
- ・防除のみで、根本的な解決につながらない

飛来元(ねぐら・コロニー)における
対策を組み合わせる実施

◆対策の内容

①数を減らす

- ①ねぐら等における個体数管理
- ・銃器を用いた捕獲
- ・偽卵・ドライアイスによる繁殖抑制

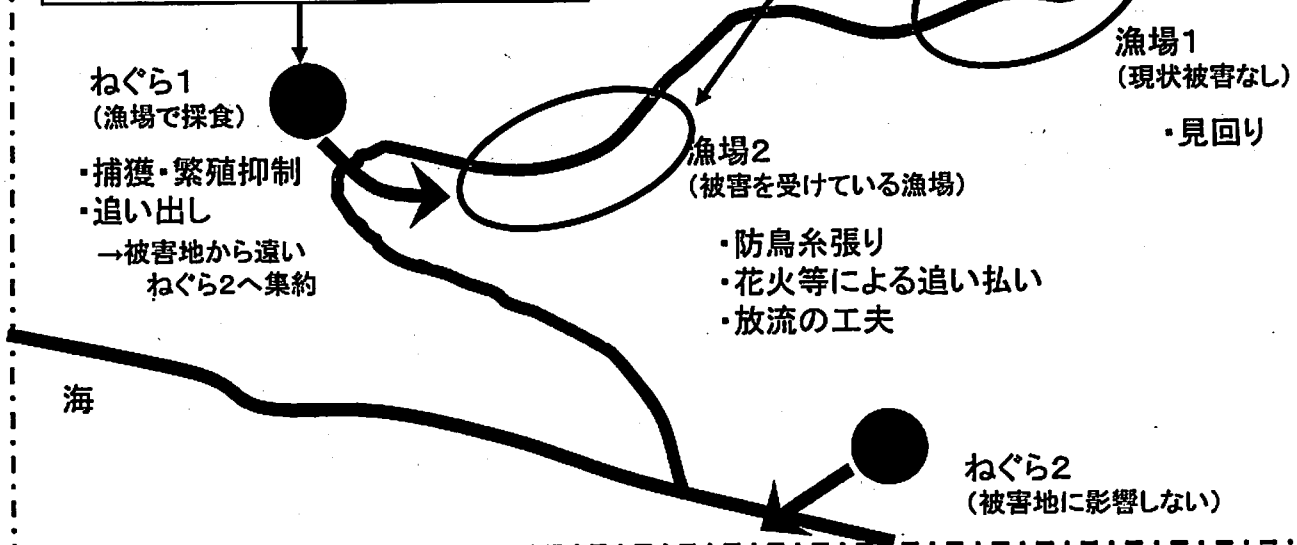


②遠ざける

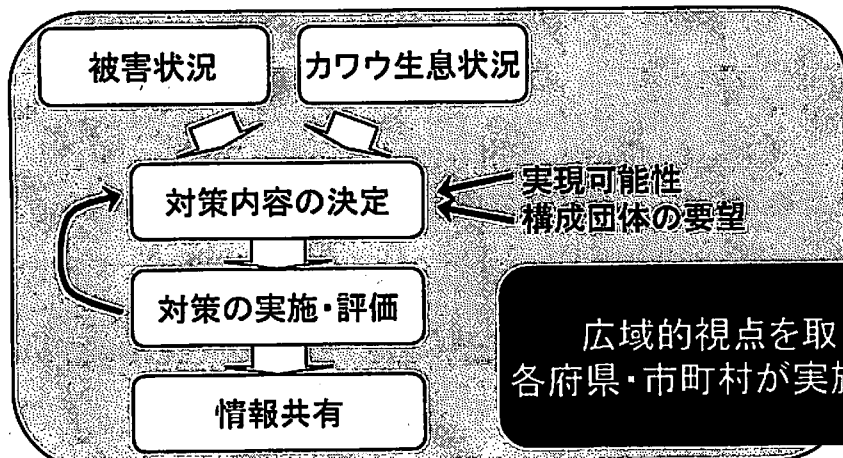
- ②ねぐら等の分布管理
- ・被害地に近いねぐらの除去・集約
- ・ねぐらの成立を防止する範囲の見回り

③来た時に備える

- ③被害地における防除の指導・支援
(積極的な自衛を推進)
- ・効果的な対策の指導
- ・対策用備品の購入配布
- ・放流方法等の提案



写真提供: 山本麻希著「カワウに立ち向かう」
滋賀県



広域的視点を取り入れた対策の効果を検証し
各府県・市町村が実施する対策の効果的な推進を図る

広域環境保全局 (鳥獣保護管理の取組)

カワウは...

- ・水産被害・植生被害等の影響を及ぼす
- ・府県の境界を越えて広域を移動

広域的課題

- 効果的な対策を実施するための基礎的データの蓄積
- 広域的な視点に立った保護管理計画の立案と、各府県の対策の調整
- 各府県の実施対策の取りまとめ、評価、現場へのフィードバック

関西広域連合の広域的立場を活かした取組を！

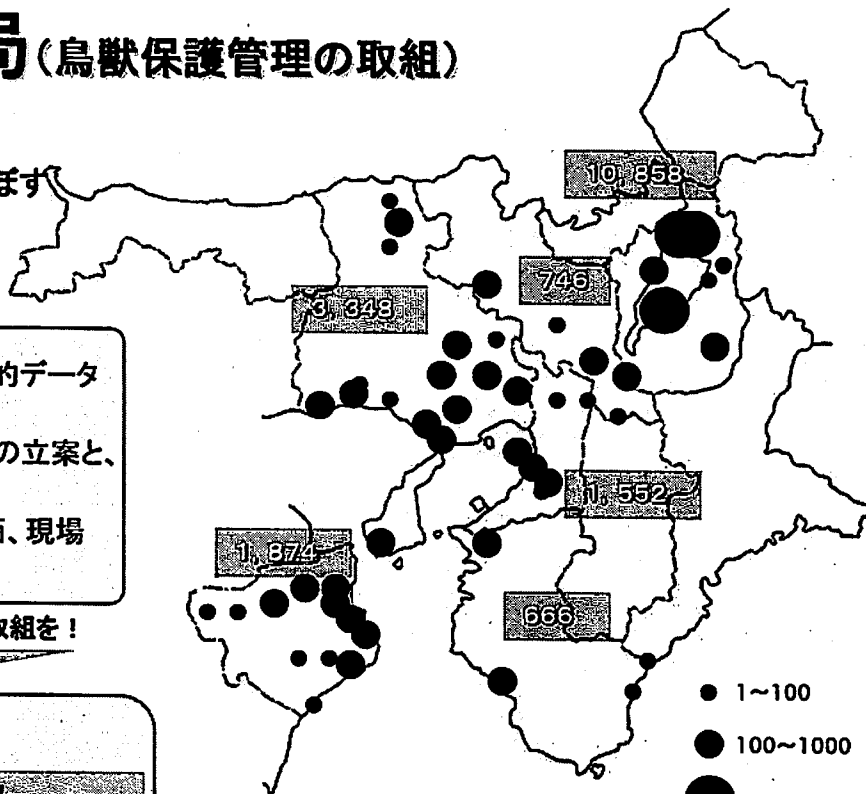
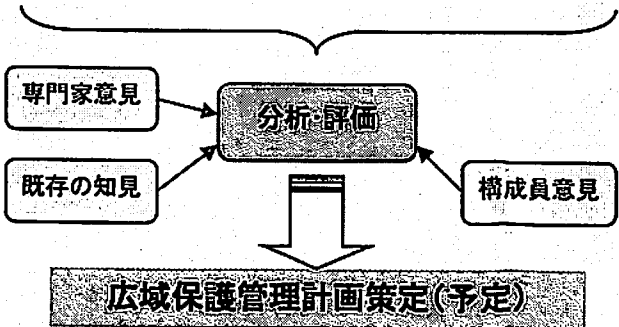
これまでの取組

生息動向調査

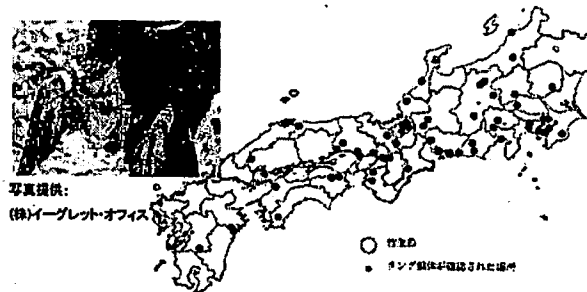
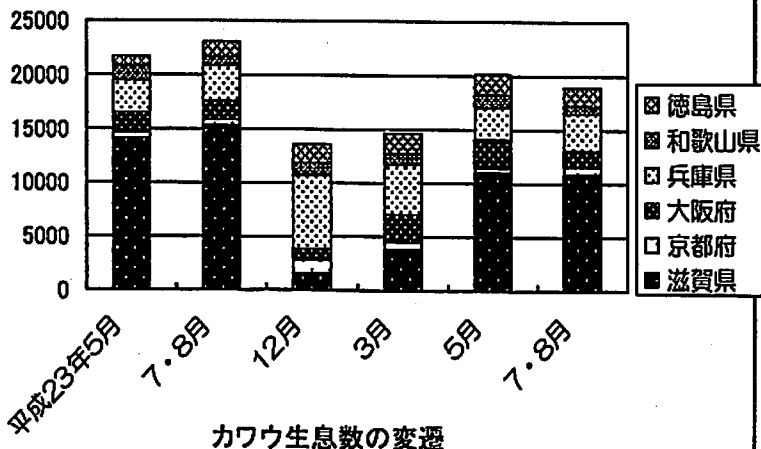
- (1) ねぐら・コロニー調査
個体数調査(年3回)
繁殖状況調査
- (2) バンディング調査
足環装着
発見情報収集

防除事例研究

- ・防除方法のとりまとめ
- ・被害地の現地視察
- ・意見交換



2012年夏季(7・8月)のカワウ生息数



竹生島で標識されたカワウの観察情報

関西広域連合で取り組む施策 (検討中)

○基本的な方針

関西広域連合は...

- ・広域的な調査および情報収集・とりまとめ
- ・先進的な取組の試行的実施

をおこなう。

※「順応的管理」・合意形成の徹底

○取組みの手順

(1) 現状把握 → (2) 対策の推進 → (3) 評価・見直し

○施策の内容

▼モニタリング調査の実施

カワウの生息数や被害状況等の変遷を把握し、対策効果の評価に活用する。

- ・カワウ生息動向調査
- ・被害・被害対策状況のとりまとめ
→被害を数値指標化することも検討

▼カワウ対策の推進

各地域における対策の方向性を示し、地域毎の取組みの推進を図る。

- ・対策の成功/失敗の具体的な事例集の作成
- ・カワウ対策検証事業の実施

カワウについて

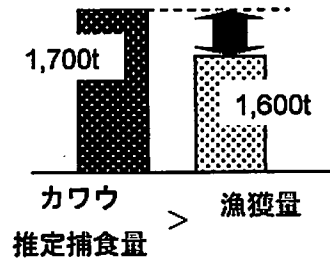


ペリカン目ウ科

体長：80～85cm

体重：1.5～2.5kg

滋賀県の場合（H22 時点）



◆食性

- ・潜水して魚類を捕食する。
(ウグイ、アユ等)
- ・捕食量が多い。
(推定 300～500g/日)

⇒漁業被害

- ・放流魚（特にアユ）の捕食
- ・遊漁料収入の減少
- ・漁具の破損



漁場に大群で飛来するカワウ

◆生態

- ・集団で行動し、特に夜間の休息場所（ねぐら）や繁殖のための営巣場所（コロニー）では多数の個体が集まる。
- ・ねぐらやコロニーは、水辺に接する場所の樹木や人工構造物に作られることが多い。
(河川・湖沼・海岸、ダム湖、溜池、ゴルフ場、公園等)

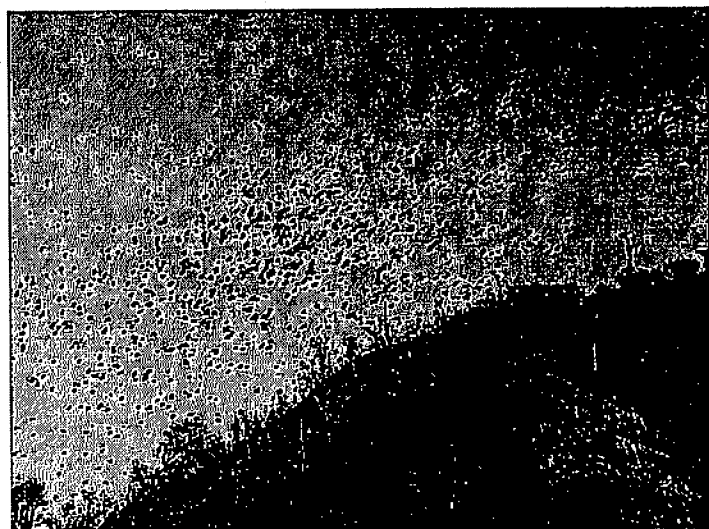
⇒植生被害・生活環境被害

[植生被害]

- ・糞付着による樹木の衰弱
- ・営巣のための枝折り

[生活環境被害]

- ・糞による悪臭
- ・羽の飛散
- ・鳴き声騒音



ねぐらから飛び立つカワウと枯死木

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、①の事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに当該事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、①の事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならない。
- ④ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置に

についての計画

- ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）
- ② 特定広域連合等は、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該都道府県及び市町村の意向を事務等移譲計画に反映しなければならない。
- ③ 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。
 - ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
 - ・移譲対象特定地方行政機関の名称
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
 - ・事務等移譲計画の目標
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
 - ・移譲事務等の実施体制に関する事項として政令で定めるもの
 - ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項等
- ④ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。
 - ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。

- ・特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3(1)の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。
- ⑤ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。
- ⑥ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
- ⑦ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑧ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑨ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当

該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・予算を調製しようとするとき。
 - ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災

その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。当該指示を受けた特定広域連合等は、直ちに、当該指示に係る措置をとらなければならない。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

- ① 認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

② 政府は、この法律の施行後1年を経過した場合において、事務等移譲計画の認定の申請の状況等を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

個別の事務・権限の取扱いについて(閣議決定・概要)

内閣府地域主権戦略室

1 趣旨

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定・国会提出に併せて、本閣議決定にて、移譲対象出先機関で現に実施されている個別の事務・権限の移譲等の取扱い、今後の検討スケジュール等を示す。

2 主な内容

(1) 経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の長が法令による委任を受け又は通達等に基づき実施している約3,000条項の事務・権限の取扱い(個別の法律(187本)に規定されたもの)

① 移譲の対象とするもの：

70法律に規定された事務・権限

② 原則移譲の対象とする方向で期限(※)を切って引き続き検討するもの：

142法律(①との重複25法律あり)に規定された事務・権限

※「半年後を目途にできる限り早期に結論」を出す。

(2) 法令で個別に規定されていない事務・権限のうち、移譲の対象となった事務等に関連するものの取扱い

特定広域連合等が地域における事務として自ら実施することとする。

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」
の閣議決定に対するコメント

かねて政府・与党で検討が進められていた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が昨日、閣議決定されました。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、また関西広域連合が発足して2年間、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至りましたことは、大きな成果です。

しかしながら、衆議院の解散が本日見込まれているところであり、国出先機関改革史上初めてとなる同法案が成立をみないことは誠に残念です。

総選挙後に成立する政権には、引き続き、国出先機関の廃止とその地方移管を実現するための具体的な取り組みを進めていただくことを強く求めます。

平成24年11月16日

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸敏三

国出先機関対策委員会

委員長 滋賀県知事 嘉田由紀子

国出先機関の地方移管の実現に向けた声明

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が 11 月 15 日、政府において閣議決定された。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、また関西広域連合が発足して 2 年間、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至った。しかし、衆議院が解散されたこともあり、同法律案は国会へ提出されなかった。

地方分権型社会は、21 世紀の日本が世界に伍していくための基本的なシステムであり、その実現は東京一極集中を是正し、各地域が個性豊かな地域社会を育み、我が国全体の成長へとつなげていくための根幹となる政策課題である。

各政党におかれては、来る衆議院議員選挙において、地方分権の推進に真摯に取り組むこと、その中で国出先機関の事務・権限の地方への移管を政策として位置づけ、推進されることを求める。

また、総選挙後に成立する政権には、政治主導の下で地方分権の観点から国出先機関の地方への移管に向けた具体的な取組みを進められるよう強く要請する。

平成 24 年 11 月 22 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	京都市長	門川大作
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身
委員	神戸市長	矢田立郎

原子力規制庁あて申し入れ

大飯発電所敷地内破砕帯調査に関する申し入れ

大飯発電所敷地内の破砕帯の存在については、以前から指摘されてきたところであるが、本年9月に原子力規制委員会が発足したのち、有識者会合が設置され、現地調査を実施するとともに、二回にわたる評価会合が開催された。

しかしながら、断層に関する有識者の見解が分かれる事態に陥り、明確な見解が示されないまま、関西電力の追加調査の進捗状況に応じて有識者による現地調査を行い、重要な情報が得られた段階で、再度評価会合を開催することとされている。

このような状況を踏まえ、関西広域連合は下記のとおり申し入れる。

記

活断層は原子力発電所の立地そのものに影響を与える重大な事項であり、原子力規制委員会においては、大飯発電所が現に稼働していることを踏まえ、活断層の調査を主導的かつ迅速に実施するとともに、明確な見解を早期に示すこと。

平成24年11月22日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	京都市長	門川大作
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身
委員	神戸市長	矢田立身

今冬の節電対策について

平成 24 年 11 月
関西広域連合エネルギー検討会

関西広域連合では、11月8日に今冬の電力需給対策を以下のとおり決定した。
今後、国や関西電力株式会社と連携・協力し、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けた中長期的な視点からも、府県民や事業者に節電の着実な実行を呼びかけていく。

1 関西電力管内における今冬の節電のお願い

○期間：平成24年12月3日（月）～平成25年3月29日（金）の平日
（12月31日及び1月2日～4日を除く）

○時間：9：00～21：00

○内容：平成22年度冬比6%（※）を目安とし、定着した節電の着実な実行

※ 関西電力管内における今冬に見込んである定着節電値：平成22年度冬比5.6%

○留意事項

- ・産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いする。
- ・高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられる家庭に、負担をかけてまで節電をお願いするものではない。

2 関西の府県民や事業者の皆様、今冬も継続して節電に取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行う。あわせて、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、中長期的な視点でも節電対策の取組みを呼びかけていく。

1 呼びかけ内容

これまでの調査等から定着していると考えられる節電行動を中心に呼びかける。

(1) 家庭部門

① 定着した節電の着実な実行

[空 調] ○重ね着などで暖房は必要最小限に。

○みんなが1部屋に集まり、こたつなどで団らんを。

○エアコンを使用する場合、暖房の室温は20℃に。

[照 明] ○日中は太陽光を取り入れてできるだけ消灯。

○人のいない部屋や廊下などではこまめに消灯。

[テレビ] ○テレビを見ない時にはこまめに電源OFF。

○テレビを省エネモードに設定。

〔冷蔵庫〕 ○冷蔵庫の温度設定を「中」から「弱」に切り替え。

〔その他〕 ○消費電力の高い電気製品はできるだけ使用を控える。
○使わない機器はプラグを抜く。

② 中長期的な視点での省エネルギーの取組み

〔家電〕 ○省エネ性能の高い家電製品、LED照明への買い替え。

〔住宅〕 ○自然光を取り入れ。
○二重窓にするなど住宅の断熱性能を向上。
○太陽光発電システムや家庭用燃料電池の導入。

(2) 産業・業務部門

① 定着した節電の着実な実行

〔空調〕 ○重ね着などで暖房は必要最小限に。
○エアコンを使用する場合、暖房の室温は19℃に。
○使用していないエリアの暖房停止。

〔照明〕 ○天候や業務内容に応じて窓際消灯や照明を間引き。
○使用していないエリアはこまめに消灯。

〔OA機器〕 ○パソコン、コピー、プリンタは必要数を絞り、省エネモードに設定。
○使わない機器はプラグを抜く。

〔全般〕 ○残業はできるだけ少なく。

② 中長期的な視点での省エネルギーの取組み

〔電気機器〕 ○省エネ性能の高い機器への買い替え・リース替え。

〔照明〕 ○自然光の取り入れ、照明のLED化。

〔全般〕 ○太陽光発電システムやコージェネレーションシステム（熱電併給システム）の導入。
○BEMS（ビル・エネルギー管理システム）で見える化・エネルギー管理。

2 呼びかけ方法

- 関西広域連合ホームページでの呼びかけ、チラシの掲載
- 府県市の広報紙、ホームページでの呼びかけ、メルマガ等による広報
- 府県市主催イベントでのチラシの配布などによる啓発

みんなで冬の節電アクション! (家庭編)



関西広域連合では、国や関西電力株式会社と連携・協力し、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けた中長期的な視点からも、節電の着実な実行を呼びかけています。

府県民の皆さまには、引き続き、節電にご協力いただきますようお願いいたします。

関西電力管内における今冬の節電のお願い

●期 間：平成24年12月3日(月)～平成25年3月29日(金)の平日

(12月31日及び1月2日～4日を除く)

●時 間：9:00～21:00

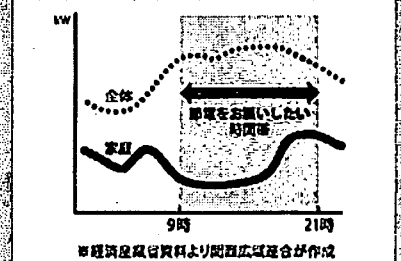
●内 容：平成22年度冬比6%(*)を目安とし、
定着した節電の着実な実行

※ 関西電力管内における今冬に見込んでいる

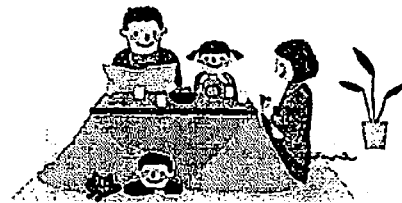
定着節電値：平成22年度冬比5.6%

●留意事項：高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられる家庭に、
負担をかけてまで節電をお願いするものではありません。

ご家庭の冬の平日の電気の使われ方(イメージ)



節電について具体的にお願したいこと



① 定着した節電の着実な実行

- 〔空調〕 ○重ね着などで暖房は必要最小限に。
○みんなが1部屋に集まりこたつなどで囲らんを。
○エアコンを使用する場合、暖房の室温は20℃に
- 〔照明〕 ○日中は太陽光を取り入れてできるだけ消灯。
○人のいない部屋や廊下などではこまめに消灯。
- 〔テレビ〕 ○テレビを見ない時にはこまめに電源OFF。
○テレビを省エネモードに設定。
- 〔冷蔵庫〕 ○冷蔵庫の温度設定を「中」から「弱」に切り替え。
- 〔その他〕 ○消費電力の高い電気製品はできるだけ使用を控える。
○使わない機器はプラグを抜く。

② 中長期的な視点での省エネルギーの取組み

- 〔家電〕 ○省エネ性能の高い家電製品、LED照明への買い替え。
- 〔住宅〕 ○自然光を取り入れ。
○三重窓にするなど住宅の断熱性能を向上。
○太陽光発電システムや家庭用燃料電池の導入。

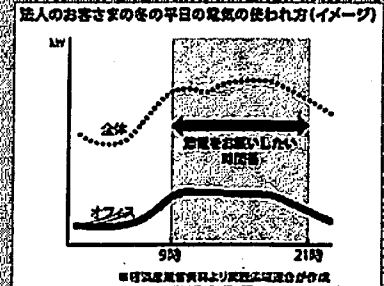
みんなで冬の節電アクション! (産業・業務編)



関西広域連合では、国や関西電力株式会社と連携・協力し、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けた中長期的な視点からも、節電の着実な実行を呼びかけています。
事業者の皆さまには、引き続き、節電にご協力いただきますようお願いいたします。

関西電力管内における今冬の節電のお願い

- 期 間：平成24年12月3日(月)～平成25年3月29日(金)の平日
(12月31日及び1月2日～4日を除く)
- 時 間：9:00～21:00
- 内 容：平成22年度冬比6%(*)を目安とし、
定着した節電の着実な実行
※ 関西電力管内における今冬に見込んでいる
定着節電値：平成22年度冬比5.6%
- 留意事項：産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、
都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。



節電について具体的にお願いしたいこと



① 定着した節電の着実な実行

- 〔空調〕 ○重ね着などで暖房は必要最小限に。
○エアコンを使用する場合、暖房の室温は19℃に。
○使用していないエリアは暖房停止。
- 〔照明〕 ○天候や業務に応じて窓際消灯や照明を間引き。
○使用していないエリアはこまめに消灯。
- 〔OA機器〕 ○プリンタ、ビデ、プリンタは必要数を絞り、省エネモードに設定。
○使わない機器はプラグを抜く。
- 〔全般〕 ○残業はできるだけ少なく。

② 中長期的な視点での省エネルギーの取組み

- 〔電気機器〕 ○省エネ性能の高い機器への買い替え・リース替え。
- 〔照明〕 ○自然光の取り入れ、照明のLED化。
- 〔全般〕 ○太陽光発電システムやコージェネレーションシステムの導入。
○BEMSで見える化・エネルギー管理。

国出先機関の地方移管の早期実現を求める決議

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が11月15日、政府において閣議決定された。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、関西広域連合議会としても国出先機関の移管推進を求める決議を行うなど、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至ったものの、衆議院が解散され、同法律案の国会への提出・成立は実現しなかった。

地方分権の推進は、我が国を多極分散型の構造に転換し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断する分権型社会を作ること、個性豊かな地域を育み、国全体の成長へとつなげていくための根幹となる政策課題である。

総選挙後の政権におかれては、国出先機関の地方への移管をはじめとする、真の地方分権の実現を最重要の政策課題とし、政治主導の下で具体的な取組みを進められるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年11月22日

関西広域連合議会

平成24年11月臨時会 質問項目及び答弁者一覧

府県市	質問者	質問時間	質問項目	答弁者・順
1 鳥取県	福岡裕隆 議員 (一括)	12分	1. 水産資源の広域ブランド化に向けた取組	①副連合長
			(1)広域ブランド化に向けた研究の連携	
			(2)資源管理への連携した取組	
2 徳島県	北島勝也 議員 (一括)	12分	2. アルコール依存症対策への連携	②飯泉委員
			1. 関西全体におけるドクターヘリを活用した広域救急医療体制の整備・充実について	①飯泉委員
			2. 関西広域連合農林水産部における農工商連携と6次産業化の推進について	②副連合長
			3. 「文化の道」事業の今後の取組について	③山田委員
3 堺市	西村昭三 議員 (一括)	4分	4. 東アジア及び東南アジアの国々に対する広域的な観光戦略の取組について	①飯泉委員
			1. ジェネリック医薬品の普及促進の広域的な取組について	
4 大阪府	横倉康幸 議員 (一問一答)	8分	1. 広域職員研修について	①副連合長
			(1)研修の目的について	
			(2)研修のテーマ・内容及び成果・実績について	
5 大阪府	杉本武 議員 (一問一答)	6分	(3)今後の展開について	①松井委員
			1. 関西広域連合におけるバイオ・ライフサイエンス分野の振興について	
			(1)振興の現状について	
			(2)中堅・中小企業への丁寧な情報提供について	
6 大阪府	宮田健治 議員 (一問一答)	6分	2. 特区について	①飯泉委員
			3. PMDA (医薬品医療機器総合機構) WEST機能の整備について (要望)	
			1. ドクターヘリによる広域救急医療について	
			(1)ドクターヘリの成功事例について	
			(2)今後の体制整備について	
			2. 関西イノベーション国際戦略総合特区について	
(1)特区の取組の状況について	②松井委員			
(2)地方独自のインセンティブと特区の情報発信について				
7 大阪市	木下誠 議員 (分割)	8分	3. 国出先機関改革について (要望)	①連合長
			1. 次期広域計画等について	
			(1)次期広域計画策定に係る論点について	
			(2)次期広域計画策定のスケジュール感について	
			(3)企画調整事務における業務執行体制について	
8 兵庫県	大野ゆきお 議員 (一括)	16分	2. 関西広域連合への奈良県の加入について	①飯泉委員
			1. 関西広域救急医療計画の今後の展開について	
			(1)「4次・医療圏関西」について	
9 神戸市	前島浩一 議員 (一括)	4分	(2)地域間の医療格差の是正・解消に向けた取組について	②連合長
			2. 電気料金の値上げについて	
10 京都府	中小路健吾 議員 (分割)	16分	3. 関西防災・減災プランの風水害編について	①松井委員
			1. 関西広域応援・受援要綱と神戸市災害受援計画について	
			2. 関西広域連合の事務の範囲について	
			(1)「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」及び節電の取組について	
			(1)「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」の検討について	
			(2)節電の取組について	
11 滋賀県	谷康彦 議員 (一括)	12分	2. 公設試験研究機関の今後の在り方について	①連合長
			(1)公設試験研究機関の連携の到達点について	
			(2)公設試験の機能強化について	
			3. 広域文化振興について	
			(1)関西のメリットを活かした文化振興について	
			(1)関西のメリッ	
12 和歌山県	中村裕一 議員 (分割)	12分	1. 住民と関西広域連合との関わりについて	①松井委員
			(1)圏域内2,090万人の住民と関西広域連合との関係について	
			(2)直接請求の制度が機能するための対策や仕組みについて	
			(3)市町村の意見を反映させる仕組みの充実について	
			(4)広域連合委員の意思決定について	
			(5)利害調整の難しいテーマへの取組について	
			1. 関西の特色を活かした活性化について	
(1)山中プロジェクトへの支援				
(2)温室効果ガス排出権取引所(仮称)の設置	③連合長			
(3)海洋開発への取組				
2. 電源開発について	④松井委員			
(1)新たな電源開発への取組				
3. 准看護師試験の実施日について		⑤連合長		